



「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組について

内閣府男女共同参画推進本部では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、社会への意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化しています。本市においてもパネル展示等の啓発活動を実施します。

記

【実施期間】

令和5年11月12日（日）～25日（土）

【内 容】

- ・パネル展示（浜松市役所 本館1階 市民ロビー）
- ・公共施設等へのポスター掲示
- ・ボートレース浜名湖場内の電光掲示板へのポスター及びメッセージ表示
- ・市役所、区役所、図書館の女性用トイレ等にDV相談専用ダイヤルカード配架（通年）
- ・大型商業施設の女性用トイレにDV相談専用ダイヤルカードを配架（11月中）
- ・啓発用缶バッジの作成及び関係課職員の着用
- ・遠州鉄道バス内のストリーマ表示



令和5年度 内閣府男女共同参画局
「女性に対する暴力をなくす運動」啓発ポスター



啓発パネル展（写真：令和4年度）



ボートレース浜名湖電光掲示板
啓発ポスター・メッセージ表示
（写真：令和4年度）



DV相談専用ダイヤルカード設置
(大型商業施設女性用トイレ)



DV相談専用ダイヤルカード設置
(市役所本館トイレ)



啓発用缶バッジ